



社会福祉法人

かやの実社

☐ 社会福祉法人かやの実社法人本部：

住所 東京都羽村市羽加美2丁目1番1

TEL 042-533-6204, FAX 042-533-6244

☐ かやの実保育園：

住所 東京都羽村市栄町2丁目1番5

TEL 042-555-0458, FAX 042-579-2553

☐ さくら保育園：

住所 東京都羽村市羽加美2丁目1番1

TEL 042-533-6204, FAX 042-533-6244

☐ 法人の沿革

- 設立準備：勝山妍子（現スーパーバイザー）ら4人の保育士、看護師らによって設立準備が進められる。
- 設立：昭和51年10月20日に社会福祉法人かやの実保育園（現在、社会福祉法人かやの実社）が認可設立される。
- かやの実保育園設置：昭和52年1月1日、かやの実保育園が開園し、保育事業を開始する。
- さくら保育園設置：平成26年4月1日には羽村市から市立さくら保育年の運営が本法人に移行され、さくら保育園として新たに開園する。

☐ 経営理念（定款第1条より）

本法人は、我が国の憲法、児童憲章、児童福祉法、教育基本法ならびに国連の児童権利条約の精神に基づき、子どもは一人の人間として、我が国や人類の明日をつくる大切な存在であるとの考えに立ち、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、社会並びに家庭と協力し合っって子どもの心と体と知恵の健やかな育ちを保障すること、その事業を通じ広く社会に貢献することを目的として、社会福祉事業を行う。

☐ 経営の原則（定款第2条より）

- 1 本法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 本法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子どもおよび子育て世帯、高齢世帯等社会的支援を必要とする人々を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

☐ 勝山 妍子（創立者）あいさつ

子どもは人類の宝、私たちの未来です。子どもは非常に不安定な存在であるとともに、無限の可能性を持っています。本園では、創立以来卒園証書に一つの言葉を書き続けています。

「いきていることを
すばらしいと おもうおとなに
なってください」

世界地図には約200の国名が書かれていますが、民俗、宗教、国境、政治による紛争に明け暮れる国が少なくありません。

大人たちの争いの結果、孤児となり、売り買いされ、暴力や飢え、病気で多くの幼い命が奪われ、悲しいことに今も続いています。

本園の運営原則（我が国の児童憲章、児童福祉法、国連の児童権利宣言）は、平和が守られているからこそ成り立っています。卒園証書の言葉は大人の責任に裏打ちされたものです。

昭和51年設立当初、園の周辺は栗林があり牛舎があり、緑豊かな自然がいっぱいでした。当時は交通事故も、光化学スモッグも、凶悪事件の心配もほとんどありませんでした。子ども達はあちこちに出かけ、どろんこになって遊びまわりました。

幼児期には沢山の「未知との遭遇」をします。おっかなびっくりの冒険でちょっとした怪我に泣いたり、なぐさめたりあやまったり、けんかも仲直りも、悔し涙も後悔も、助け合いも感動も、違いを認め合うこともあります。

私たちは、生きる知恵や力のほとんどが幼児期の仲間同士の遊びの中で育つと考えています。昨今の環境や情勢に不安が募る中で子ども達の健やかな育ちのために知恵と工夫を惜しんではならないと思います。



さくら保育園



☐ さくら保育園の概要

住所 東京都羽村市羽加美2丁目16番1
TEL 042-533-6204, FAX 042-533-6244

敷地面積 1690.46㎡（羽村市より無償貸与）
延床面積 931.58㎡

定員 0歳9名、1歳15名、2歳16名、
3歳16名、4・5歳34名、計90名



かやの実保育園の概要

住所 東京都羽村市栄町2丁目1番5
TEL 042-555-0458, FAX 042-579-2553

敷地面積 789.00㎡ (羽村市より無償貸与)

延床面積 856.73㎡

定員 0歳12名, 1歳18名

2歳以上各20名, 計110名

法人評議員・役員

評議員

- 原島 正之 (会計・法人運営担当)
- 窪田 之喜 (職員処遇・法規・会計担当)
- 川井 富美子 (地域支援・利用者処遇担当)
- 伊藤 展大 (会計・法人運営担当)
- 松尾 ユミ (施設運営全般担当)
- 横井 博子 (保育事業・地域支援・職員処遇担当)
- 泉 健司 (施設環境担当)
- 柴田 満行 (地域支援・環境担当)
- 西山 裕子 (保育事業・地域支援担当)
- 小早川 淳子 (施設運営全般担当)

理事

- 勝山 明里 (法人の運営責任者, スーパーバイザー)
- 武藤 清美 (施設運営の運営責任者)
- 山本 壽夫 (施設・設備整備担当)
- 今 裕司 (法人運営全般担当)
- 二上 護 (職員処遇・法規・会計担当)
- 小玉 充 (法人運営全般担当)
- 山本 一代 (施設運営・地域担当)
- 上原 祐子 (施設運営全般担当)

監事

- 石井 賢郎 (会計・法人運営担当)
- 田中 雄二 (法人・事業運営全般担当)

評議員選任解任委員

- 田中 雄二 (法人監事)
- 橋本 美佐子 (外部委員)
- 三浦 多佳子 (外部委員)
- 泉井 敦子 (法人事務局長)

苦情処理第三者委員

- 今井 まちこ (外部委員)
- 田中 雄二 (法人監事)

法人職員・講師

施設長

- 武藤 清美 (かやの実保育園園長)
- 勝山 真澄 (さくら保育園園長)

法人事務局

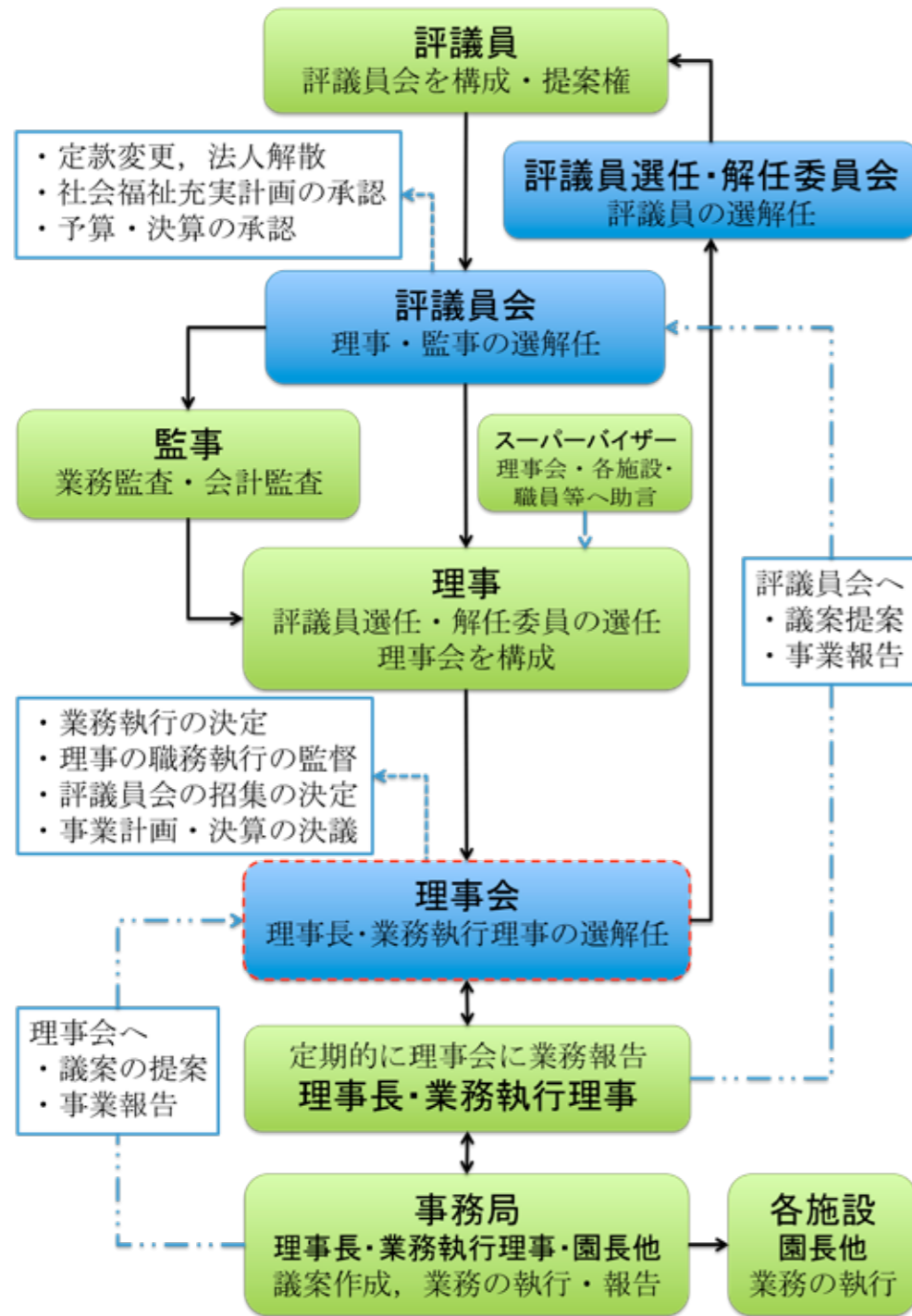
- 泉井 敦子 (事務局長・統括会計責任者)
- 勝山 智現 (法人事務担当)
- 佐藤 旅人 (法人・施設会計担当)

地域活動, 講師

- 西山 裕子 (わらべうた担当)
- 中山 陽子 (和太鼓担当)
- 原島 省吾 (和太鼓担当)
- 上村 浩子 (美術担当)



社会福祉法人かやの実社 組織図



回 本法人が保育園を運営する原則

1. 運営の根拠

社会福祉法人かやの実社運営原則（以下「運営原則」という）は、社会福祉法人かやの実社（以下「法人」という）定款第27条の規定により法人の業務執行ならびに保育園の運営についての細則を定めたものである。

2. 運営原則の目的

この運営原則は、我が国の憲法・児童憲章・児童福祉法・教育基本法ならびに国連の児童権利宣言の精神に基づいて法人を創立し、保育園を運営する。したがって、本法人の運営する保育園では、子供は、その両親の大切な子供であるのみならず、我が国や人類の明日をつくる大切な宝であるとの考えに立ち、家庭と相談・協力し合って、子供の心と体と知恵を健やかに育てることを目的とする。

3. 保育園運営の原則

① 保育方針

子供の心と体と知恵が偏りなく成長・発達するよう次の方針で日常の保育を進める。

(イ) 友達と元気に遊べる子に育てる。

(ロ) 丈夫な子に育てる。そのためにも恵まれた自然環境を大いに活用する。

(ハ) 家庭と協力して、基本的な生活習慣や生活リズムの確立につとめる。

(ニ) 頭脳や手足などをつかって物をつくりだす力を育てる。

(ホ) 話す力や聞く力、文字への興味を育てる。音楽・リズムや美術・造形、文学などへの興味を育て感情豊かな子供に育てる。また、自然や社会への興味、数量の初歩的な知識を育てる。

(ヘ) 我が国の伝承文化の中の優れたものの継承につとめる。

(ト) 集団生活を通して自主性と協力し合う力を育てる。

(チ) 小学校と協力し、就学前の準備を整える。

(リ) 女性の働く権利や社会活動への参加を保証するために、産休明けからの零歳児保育や長時間保育を実施するとともに、その充実に努める。また、地域の児童福祉にも役立つよう努める。

② 運営原則

上記保育方針に基づく保育を実現するために、法人は次の原則で保育園を運営する。(イ) 施設長を中心にして、全職員の協議と合意を大切にする。

(ロ) 内部で垣根をつくることや外部の介入・干渉を厳しく排除する。

(ハ) 自覚的な規律を高めて、施設（部署）毎の自治と施設（部署）間の協力を目指す。

(ニ) 父母や地域との協力につとめる。

(ホ) 職員の生活権と父母の労働権の保障につとめる。この二つの権利は対等であり、相互理解と協力による調和を求める。

また、職員の給与は、当分の間国の保育単価および国家公務員福祉職俸給表等を参考に、本法人が独自に定める。

